

## 伊勢崎市最低制限価格の適用について

### 1 目 的

本市は、本市が発注する工事又は製造その他についての請負契約（物品の調達を除く。）について、発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を確保する企業等が、品質の確保、適正な雇用の促進、元請下請の正常な関係維持の3つの視点から、設計図書に基づき適正な価格を決定することが不可欠であることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）及び伊勢崎市財務規則（平成17年伊勢崎市規則第43号）第140条第1項（第150条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の取扱いについて定めるものです。

### 2 対 象

最低制限価格を定める入札案件は、予定価格を公表する競争入札（請負）のうち次に掲げるものとする。ただし、伊勢崎市建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成23年4月1日制定）の規定による低入札価格調査制度を適用する入札案件は除く。

#### (1) 建設工事

#### (2) 測量、建設コンサルタント業務

#### (3) 製造その他についての請負のうち、次のいずれかに該当する場合

ア 人件費の占める割合が高く、著しく低い価格で落札した場合には契約内容の適正な履行が確保されないおそれがあると認められるとき。

イ 成果品の高度な品質が必要な業務委託等で、適正な履行を確保するため最低制限価格の適用が特に必要と認められるとき。

ウ 入札制度が趣旨とするところの健全な競争を阻害することが考えられるとき。

#### (4) 前3号により最低制限価格を定めることが不適切と認める入札案件は、最低制限価格を設けないことができる。

### 3 最低制限価格の算定

最低制限価格は、入札案件ごとに予定価格の10分の6から10分の9.2までの範囲内で次に掲げる算定方法により定める。

#### (1) 建設工事（中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル準用）

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

#### (2) 測量、建設コンサルタント業務

次に掲げる業種区分に応じ、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、測量業務及び地質調査業務以外に係る契約については、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とし、測量業務に係

る契約については、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.2を乗じて得た額、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じて得た額とする。

ア 測量

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

イ 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

ウ 土木関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

エ 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

オ 補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

(3) 製造その他についての請負

変動型最低制限価格とし、全有効入札価格の平均に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合又は有効な入札が5者に満たない場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(4) 特殊な入札案件については、前3号に掲げる算定方法にかかわらず、入札案件ごとに予価格の10分の6から10分の9.2までの範囲内で伊勢崎市指名競争入札業者選定委員会の定める割合を乗じて得た額とすることができる。

4 最低制限価格の周知

- (1) 伊勢崎市財務規則第140条第2項（第150条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札案件に最低制限価格を定めていることを周知するものとする。
- (2) 伊勢崎市入札結果等の公表要領（平成17年1月1日制定）の規定により、最低制限価格は、事後公表とする。

## 5 落札者の決定方法

伊勢崎市財務規則第146条第4項（第150条において準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低価格入札者を落札者とする。

## 6 適用基準日

適用基準日は、平成21年4月1日とします。

新基準の適用基準日は、平成22年4月1日とします。

新基準の適用基準日は、平成23年4月1日とします。

新基準の適用基準日は、平成24年4月1日とします。

新基準の適用基準日は、平成28年4月1日とします。

新基準の適用基準日は、平成29年4月1日とします。

新基準の適用基準日は、平成30年4月1日とします。

新基準の適用基準日は、令和2年4月1日とします。

新基準の適用基準日は、令和3年4月1日とします。

新基準の適用基準日は、令和5年4月1日とします。